

東近江市八日市駅前観光交流施設の指定管理者の指定につき 議決を求めることについて

東近江市八日市駅前観光交流施設の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市八日市駅前 観光交流施設	滋賀県東近江市東今崎町6番 22号 有限会社協和通商	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

提案理由

東近江市八日市駅前観光交流施設の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。